利用会員希望のみなさんへ

利用会員として入会を希望する方は、次の書類を事務局あてに提出してください。

提出書類等

- ○ 入会申込書
- ○ 会員紹介のための調査票（利用会員希望者用）
- ○ 写真（入会申込書に添付したものと同様のもの　1枚）
- ○ 会員証送付用封筒（あて先を記入し82円切手を貼ってください）

提出方法

事務局へ申込用封筒にて郵送または持参してください。（FAX 不可）
記入上不明な点等がありましたら、事務局にお気軽にお問合せください。

石巻市ファミリー・サポート・センター事務局
〒986－0824
住所：石巻市立町一丁目6番1号
電話：0225－23－7407
開設日：火曜・水曜・金曜9：30～18：00、土曜13：00～18：00
※（月曜・木曜・日曜・祝祭日、12 月 29 日～1 月 3 日は休み）

事務局では、受け付けた入会申込書等に記載漏れ等の不備がなければ、すみやかに会員証を送付いたします。

協力会員・両方会員希望のみなさんへ

協力会員・両方会員として入会を希望する方は、次の書類を事務局あてに提出してください。

提出書類等

- ○ 入会申込書（お子さんでなく会員本人の写真を貼付してください）
- ○ 会員紹介のための調査票（協力会員希望者用）
- ○ 写真（入会申込書に添付したものと同様のもの　1枚）
- ○ 会員証送付用封筒（あて先を記入し82円切手を貼ってください）

なお、両方会員希望者は上記の書類に「会員紹介のために調査票（利用会員希望者用）も併せて提出してください。

提出方法

事務局へ申込用封筒にて郵送または持参してください。（FAX 不可）
記入上不明な点等がありましたら、事務局にお気軽にお問合せください。

石巻市ファミリー・サポート・センター事務局
〒986－0824
住所：石巻市立町一丁目6番1号
電話：0225－23－7407
開設日：火曜・水曜・金曜9：30～18：00、土曜13：00～18：00
※（月曜・木曜・日曜・祝祭日、12 月 29 日～1 月 3 日は休み）

事務局では、受け付けた入会申込書等に記載漏れ等の不備がなければ、すみやかに会員証を送付いたします。

石巻市ファミリーサポート事業への入会を希望されるみなさまへ

石巻市ファミリーサポート事業における個人情報の取り扱いについて

この事業は、「子どもを預かってほしい方」と「子どもを預かることができる方」がそれぞれ会員となって行う市民相互の子育て支援活動です。この活動を円滑に行うために、事務局では会員の皆様の個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの）を取り扱うこととなります。

つきましては、「個人情報の保護に関する法律」等の法令に基づき、次のように取り扱いますのでご了承ください。

1　情報の収集及び利用目的

会員の情報は入会の申し込み時の「入会申込書」及び「援助活動報告書」等から収集するものとし、提供された情報により会員台帳及びパソコンによるデータベースを作成いたします。それらの情報をもとに、会員と連絡を取るほか、援助活動に必要な各種データの作成や会員連絡用の宛名ラベルの作成を行います。

2　情報の種類

会員の写真、住所氏名、電話番号（携帯電話・FAX 含む）、生年月日、その他の連絡先、利用会員及び両方会員の場合は子どもの名前、生年月日、性別、保育施設等名称、子どもに関する特記事項等を提供していただきます。

3　情報の提供先と情報の範囲

条件の合う会員同士を紹介する（マッチング）際に、事務局から一定の情報を相互の会員に郵送いたします。これにより事前打合せが容易になり、援助活動を円滑に推進することができます。提供する情報は会員の種別により異なります。

〇協力（両方）会員へ送る利用（両方）会員の情報：会員番号、氏名、住所、自宅電話番号（携帯を自宅電話として使用している場合は携帯電話番号）及び援助を希望する子どもの年齢（月齢）、性別、保育施設等名称

〇利用（両方）会員へ送る利用（両方）会員の情報：会員番号、氏名、住所、自宅電話番号（携帯を自宅電話として使用している場合は携帯電話番号）

なお、会員以外の第三者や会員であっても援助活動を目的としない場合には、原則として会員の個人情報を提供することはありません。ただし、情報の提供が会員にとって有益である、若しくは、事業上の推進上必要であって会員が不利益を被らないと判断した場合には、対象になる会員の事前承諾を得て、情報提供を行うことがあります。

4　情報の更新と管理

会員の情報を常に最新のものにするため、「会員登録変更届」などにより適宜更新します。

また第三者への不正な情報流出を防ぐため、会員台帳、打ち出しデータ、パソコンは厳重に保管管理いたします。

5　商法の開示・訂正・利用停止

会員からご自身に関わる情報の開示・訂正・利用停止のお申し出があった場合は、ご本人であることを確認したうえで、合理的な理由がある場合を除き、開示・訂正・利用停止を行います。

※上記についてご質問がある場合は、石巻市ファミリーサポートセンター事務局までご連絡ください。

電話：0225－23－7407（火曜・水曜・金曜9：30～18：00、土曜13：00～18：00）